

# 平成26年度教育委員会臨時会会議録

【日時】 平成26年10月7日（火）

【開会】 10時00分

【閉会】 11時25分

【場所】 教育文化会館 第6会議室

## 【出席委員】

委員長 峪 正人

委員 吉崎 静夫

委員 高橋 陽子

委員 中本 賢

教育長 渡邊 直美

## 【欠席委員】

委員 濱谷 由美子

## 【出席職員】

総務部長 原田

総務部担当部長 小田嶋

教育環境整備推進室長 丹野

職員部長 高梨

学校教育部長 芹澤

中学校給食推進室長 望月

総合教育センター所長 江間

庶務課長 小椋

企画課長 野本

庶務課担当課長 田中

学校教育部担当課長 長井

カリキュラムセンター担当課長 榎原

教職員課担当課長 片桐

担当係長 外山

## 【署名人】

委員 吉崎 静夫

委員 高橋 陽子

## 1 開会宣言

【峪委員長】

ただいまから教育委員会臨時会を開会いたします。本日は、濱谷委員が所用により欠席でございますが、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第13条第2項に定める定足数に達しておりますので、会議は成立しております。

## 2 開催時間

【峪委員長】

本日の会期は、10時00分から11時00分までといたします。

## 3 傍聴（傍聴者 7名）

【峪委員長】

本日は傍聴の申し出がございますので、川崎市教育委員会会議規則第13条により、許可することに異議はございませんでしょうか。

【各委員】

<了承>

【峪委員長】

異議なしとして傍聴を許可します。以後、会議中に傍聴の申し出がございましたら、同様に許可することよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【峪委員長】

それでは、そのように決定いたします。

## 4 非公開案件

【峪委員長】

本日の日程は配布のとおりでございますが、次の案件につきましては、これから申し上げます理由により、非公開の案件かと思っておりますので、お諮りいたします。

報告事項 No. 1 「公文書開示請求に対する部分開示処分に係る異議申立てについて（答申）について」は、特定の個人が識別されうる氏名等の内容が含まれており、公開することにより個人のプライバシーを侵害する恐れがあるため、非公開とすることによろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【峪委員長】

それでは、そのように決定いたします。

## 5 署名人

【峪委員長】

本日の会議録署名人は、「川崎市教育委員会会議規則第15条」により、吉崎委員と高橋委員をお願いをいたします。

## 6 請願審議

請願第6号 「全国学力・学習状況調査の活用について」の見直しを求める請願について

【峪委員長】

初めに請願者の陳述を伺いたいと思います。ただいまから10分程度でお願いします。

【請願者】

私、川崎市立日吉中学校に勤めております、大前と申します。今回は意見陳述の機会を与えていただきまして、どうもありがとうございます。早速ですが、3項目にわたって私は請願のほうを出しております。その請願項目に沿って、意見を述べさせていただきます。

まず請願項目の1についてですけど、川崎市教育委員会は、今後も学校名を明らかにした成績の公表はしないことを明確にしてください、という項目についてです。今日添付させていただきました日本弁護士連合会の会長声明をちょっと見ていただきたいと思うんですけど、この中で、学校別の結果公表を行えば、全国学力状況調査はその性格が大きく変わり、教育現場における成績重視の風潮、過度の競争を引き起こし、教師の自由で創造的な教育活動を妨げるものになってしまうということを指摘しています。この中で私が特に重要だと思っておりますのは、添付していただいた資料の2ページ目にある、旭川学力テスト事件最高裁大法廷判決に触れて、日弁連の会長さんが指摘している問題です。この裁判は、1961

年当時行われていた全国中学校一斉学力調査、全国学テ自体が合憲かどうかを争った裁判での最高裁の判決です。結論的には、学テは合憲であることを認めたのですが、この結論に至る過程で、教育行政が行う行政でも不当な支配に当たる場合がありうるということを最高裁は判示しているということを、2006年の教育基本法の審議の過程でも再度この判決に触れて、そのことが確認されているわけですが、この場合でいえば全国学テが、いわゆる教育基本法の禁ずる不当な支配に当たる場合がありうるんだということをはっきり明示しているわけです。そのときにこの判決の中で、学校別の結果公表はしないということが、いわゆるこの全国学テが教育基本法の禁ずる教育への不当な支配とはいえないと判断した要件の2点目として挙げられています。逆に言えば、学校別の結果公表を許容すれば、この最高裁判決に照らして全国学力・学習状況調査は教育基本法16条1項に違反するものになってしまうんだ、そういう意味でこの結果公表ということが重要なポイントだということを最高裁の判例として定着しているものなんですね。そのことを踏まえれば、これまで川崎市教育委員会が全国学力テストについては順位付けや過度の競争意識をあおることのないよう、学校単位の結果を公表することは控えるべきものと考えておりますという立場を明らかにされてきておりましたが、今回もこれまでの立場をしっかりと堅持していただきたいと強く要請したいと思います。

次に請願項目の2項目です。各学校の取組は、時期や内容を各学校の判断に任せ、学校への強制はしないでください、という項目についてです。私は、この調査結果の公表を今回市教委が全ての学校に義務付けているわけですが、そのこと自体についても再検討するべきなんじゃないかというふうに思います。その理由について、3点述べたいと思うんですけど、まず1点目です。学習の主体である子どもへの説明責任を、この全国学力・学習状況調査は、はたして果たすことができているのかどうかという問題です。市教委は各学校の取組の基本的な考え方で、学校により公表するという理由について、調査結果を地域と保護者に示すことで説明責任を果たすということを挙げていらっしゃいます。このことを根拠にいらっしゃるわけですが、私は説明責任という考え方をもし重視するのであれば、一番重視しなければいけないのは1日費やしてテストを受けた学習の主体である子どもたち自身ですね。子どもたち自身にきちんと説明責任を果たす、そのことが最も重要なんじゃないかと思います。しかし、全国学力・学習状況調査は調査後半年も経ってからの結果通知で、子どもたちが全力を挙げて苦心して書き込んだ実物の答案が返却されないのですから、子どもたちにとってはいかにも空虚で実感がわきません。答えのどこがどのように間違っていたのか、単なる〇×ではなくいろいろな記述式の問題もたくさんありますので、そういうことが一人ひとりの答案に則して丁寧に検討され、そのことを子どもたちにフィードバックすることで、どうすれば子どもたちの理解がもっと進むのかということ、きちっと子ども自身に説明することが一番求められているのではないかなと思います。しかし、この肝心の当事者である児童生徒、保護者に説明責任が果たせる仕組みには残念ながらなっていないというふうに思います。今日の意見陳述の今、見ていただい

ている資料の後ろのほうに、追加でこれから保護者、子どもたちに示される個人票のサンプルを添付しておきました。是非ご覧になっていただきたいと思うんですけど、具体的な、もう半年も前に行ったテストについて、その概略が示してあるだけで〇×しかわかりません。この表を子どもたちが見たときに何に一番引き付けられるかという、私何回か返したことがありますけれど、やはりこの1番上の棒グラフですね、全国の得点分布の中で自分がどの位置にいるのか、このことが非常に強烈に印象付けられるものになっています。本当に子どもの立場になって、こういうものが返されたときの気持ち、特に全国との比較で下位の数値が示された場合に子どもたちの気持ちということを考えていただきたいと思うんですけど、国連子どもの権利委員会が2010年6月、子どもの権利条約に関わる日本政府報告書の審査に対する最終報告書で、「高度に競争主義的な学校環境が、いじめ、精神的障害、不登校・登校拒否、中退および自殺などの原因になっている可能性がある」というふうに指摘し、極端に競争的な環境による悪影響を回避するために学校及び教育制度を見直すよう、勧告をしています。このような個人票を示して、子どもと保護者に学力について共通理解をするということは、今回市教委の皆さん求めているらしいんですが、これはこの国連の最終報告書の趣旨に反するのではないかな、というふうに思います。子どもの権利条例を持つ川崎市の教育は、「他社よりぬきんでるための競争」ではなく、「ともに生きるために力を合わせる共生」を大切にしながら行われています。全国学力・学習状況調査の結果を、いわゆる全国平均であるとか、あるいは全国の中でのランク、そういったもので把握し示していくということは、子どもたちの自尊感情を高めていくことに役立つまいかと私は思います。そのこととの関連ですけど、今回結果公表をするにあたって、全国の平均点との比較でどうかということがいろいろな分析の視点として挙げられていますが、平均点の向上を成果と捉える立場では、平均点を上げること自体が目的化して、教育を歪める恐れが残念ながら私はあるんじゃないかなと思います。今日、請願の陳述資料として添付させていただいた資料の2、3ページに当たりますけど、全国学力テスト好成績の秋田県の教育の実態というのが「クレスコ」という教育雑誌に載っています。それを見ると秋田県の教育委員会は学力日本一と言われるようになった要因のひとつとして、適切な時期に補充指導を行うことというのを挙げています。具体的にはどういう形になっているかというのを、この方の意見に沿ってしてみると、テストが実施される前の3月ごろから対策が開始され、春休みには多くの課題が出される、そして新学期が始まるとすぐに、授業時間にも過去問に挑戦するなど授業を行わず学力テスト対策に時間が費やされ、4月の進度に大きく影響しているといえます。いわゆる平均点を上げることが目的になってしまうとこういうテスト対策が大きく広がってしまい、子どもたちの学びが貧弱なものになって他の課題への取組がおろそかになって、本当に豊かな学力を育てることができなくなってしまうのではないかと、そういう恐れは私はあると思います。そういった意味で全国学力・学習状況調査の結果は、教育活動の一側面であることを踏まえれば、調査結果の公表を全ての学校に義務付けるという今回の決定については、再検討すべきであるというふうに私

は思います。しかし今年度はすでに、9月26日までに各学校で報告書を出すようにということが指示されています。その段階でどうしても、各学校での取組は進行しているわけですから、そういう時点にたつてこの各学校への判断に、ぜひこの点は委ねて欲しいと思う点が5点あります。4ページを見ていただきたいと思います。内容の面では、分析の視点として全国の正答率、これを基準として上回っているか下回っているかということのを重要な視点としてやっていますけれども、これにつきましては分析の視点として強制することは止めていただきたいというふうに思います。それから、数値目標を掲げるということを書いていらっしゃるんですけど、これを義務付けることは止めて欲しいと思います。また、わかる授業の取組として、学校設問用紙等への着目ということのを求めていますけれども、これはあくまでも参考なんだということのを明確にして、個々の学校が子どもたちの状況を具体的に分析し、総合的に対策を考えるようにするというのを促して欲しいと思います。公表の時期については、この前期後期の、前期のまとめの時期にあたる9月に報告書を作成するというのは、学校現場の感覚からすれば私はとんでもない事態だというふうに思います。本校でも休日出勤をして先生がまとめの原案を作っていました。またこのことについて、職員で論議する時間はありません。そういった意味では、9月中に報告書作成をするように求めるというのはやはり撤回していただき、各学校の裁量に任せて、1年かけてきちんとやるというふうにするべきではないかというふうに思います。また、個人票を前期末の面談や教育相談の機会を通じて児童生徒に着実に渡すというふうに言っていますが、これは特に中学校の3年生にとって、秋に行われる面談というのは進路を決定する重要な面談ですから、その中にこのことを義務付けるということは止めて欲しいというふうに思います。

最後に、請願項目の3、区教育担当による支援・指導の記載は止めてくださいという中身ですけれども、これは、区の教育担当の方は、おひとりで10校近い学校を担当していらっしゃいます。そういう中で、各学校の日頃の取組の成果や課題を全面的に把握するということは私は無理なんじゃないかなというふうに思います。区担当の方は優秀ですが、各学校の取組を過不足なく評価するということは事実上不可能だというふうに思います。コメント欄は削除して、どうしても報告について意見を述べたいというのなら、報告についての意見交換をすることに留めて、保護者にも渡るその中に区教育担当の方のコメント欄を設けるということは、やめていただきたいというふうに思います。

長くなってしまいましたが、最後に教育委員の皆さんへのお願いです。教育委員会は学校現場に上から方針を押し付けるような決定はしないで、各学校の創意工夫が発揮されるような条件整備に最善を尽くしていただきたいというふうにお願いしたいと思います。また、学校現場の率直な意見をしっかり聞いて、川崎の子どもたちと職員を励まし、学校の裁量権を十分発揮できるための努力をしていただきたいということをお願いしたいと思います。今回貴重な意見陳述の機会を与えていただいたわけですが、事実上9月にこの結果公表についての取組は各学校にて進行しております。10月のこの時点では、もうすでに各学校での報告は出来上がっているという時点ですから、私はできれば9月に何らかの形で

意見陳述及び請願の審議をしていただく機会を持っていただければよかったんじゃないかなと思います。長くなりましたが以上です。ありがとうございました。

**【峪委員長】**

はい、ありがとうございました。ただいまの陳述について、本請願の審議に際しての参考にさせていただきますと思います。それでは事務局からお願いします。

**【カリキュラムセンター担当課長】**

請願第6号「全国学力・学習状況調査の活用について」の見直しを求める請願について、ご説明させていただきます。請願項目は、

1. 川崎市教育委員会は、今後も、「学校名を明らかにした成績の公表」はしないことを明確にしてください。
  2. 「各学校の取組」は、時期や内容を各学校の判断に任せ、学校への強制はしないでください。
  3. 「区教育担当による支援・指導」の記載は、やめてください。
- の3点となっております。

お配りした資料でございますが、資料1、こちらは7月22日の教育委員会定例会議においてご審議いただいた、「全国学力・学習状況調査の活用について」でございます。参考資料でございますが、参考資料1は、昨年11月に文部科学省より示された今年度調査の実施要領でございます。参考資料2は、本年8月に文部科学省より通知がございました、「平成26年度全国学力・学習状況調査の結果の取扱い及び調査結果の活用について」でございます。

それではご説明に入らせていただきます。

初めに、全国学力・学習状況調査の目的でございますが、参考資料1の1ページにあります「調査の目的」をご覧ください。ここには調査の目的として、「義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、学校における児童生徒への学習指導の充実や学習状況の改善等に役立てる。さらにそのような取組を通じて、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立する。」ことが示されております。次に同じ参考資料1の5ページをお開きください。「(5) 調査結果の取扱いに関する配慮事項」をご覧ください。全国学力・学習状況調査の調査結果を保護者、地域に情報提供していくことに関わることについてでございますが、4行目からになりますが、「調査結果の公表に関しては、教育委員会や学校が、保護者や地域住民に対して説明責任を果たすことが重要である一方、調査により測定できるのは学力の特定の一部であること、学校に置ける教育活動の一側面であることなどを踏まえるとともに、序列化や過度な競争が生じないようにするなど教育上の効果や影響等に十分配慮することが重要である。」とございます。今年度より、教育委員

会が個々の学校名を明らかにした調査結果の公表を行うことが可能になりましたが、その元になっているのが同じページの、「(イ) 市町村教育委員会においては、以下のとおり取り扱うこと。」というところからになりますが、①から③の記述になります。この①、②には、「(エ) に基づき公表することは可能である」という文言がございますが、それにつきまして 6 ページの (エ) をご覧ください。この (エ) の内容が保護者や地域に調査結果を情報提供する際に配慮を要する点であり、本市の取組を進めていく上でも十分に配慮してまいりたいと考えております。いくつかご説明させていただきますと、②には「単に平均正答数や平均正答率などの数値のみの公表は行わないこと」が示されております。③では「公表する内容等について学校に指示する場合は、教育委員会は当該学校とそれらについて事前に十分相談すること」と示されております。同じく③の最後には、「平均正答数や平均正答率等の数値について一覧での公表やそれらの数値により順位を付した公表は行わないこと」が示されております。④では、「調査の目的や、調査結果は学力の特定の一部であること、学校における教育活動の一側面であることなどを明示する」ことが示されております。本市の取組につきましては、この配慮事項に則して取組を進めているところでございます。次に参考資料 2 でございますが、こちらは調査結果の活用についての文部科学省からの通知でございますが、まず 1 ページ、通知文の 2 段落目、「調査結果が十分に活用され、教育施策の成果と課題の検証・改善や学校における教育指導の改善等に役立てられることが重要である」と示されております。2 ページをご覧ください。「Ⅱ 調査結果の活用について」の「2. 調査結果の分析・検証」というところになりますが、「(1) 教科に関する調査の結果の分析・検証」にいろいろ示されておりますが、最後の部分になりますが「それぞれの状況に即し、多面的な分析を行い、指導上の課題等を明らかにすること」が示されております。3 ページをご覧ください。「(2) 質問紙調査の結果の分析・検証」では、「学力や学習状況等の調査の結果を組み合わせる各教育委員会、学校等における全体的な特徴を把握・分析したりすることなどにより、教育や教育施策の成果、取り組むべき課題等を明らかにすること」が示されております。教育委員会の取組につきましては、4 ページの「4. 教育委員会における改善に向けた取組の推進」の(2)(ア)の部分になりますがここには、教育委員会は「学校における具体的な改善の計画や取組に対し、学校の状況に応じて、必要な指導、助言や支援等を行うこと」が示されております。全国学力・学習状況調査の活用についての本市の取組につきましては、7月22日の教育委員会の定例会議においてご審議いただきましたので、本日は概略について簡単にご説明させていただきます。資料 1 になります。2 ページをお開きください。1 の「趣旨」でございますが、(1) では「児童生徒の学力向上に向けた取組を学校と保護者・地域が一体となって推進することにつなげること」、及び(2) では「各学校が自校の特色や教育目標等に照らし、教育指導の改善に役立てていくこと」を掲げております。同じページの「3 報告書の内容」になりますが、各学校が作成する報告書には各学校が自校の児童生徒の学力向上のために大切にしていきたい項目を、国語、算数・数学といった教科の調査結果と、学習状況や意識

などに関する質問紙調査の調査結果をバランスよく示していくこと、と示しております。3ページをお開きください。「4 分析の方法」「5 子どもが「わかった」ことが実感できる授業の視点」「6 数値目標の設定について」、4ページに移りまして「7 情報提示の時期」「8 個人票の取り扱い」「9 教育委員会の取組」についての本市の考え方について示しております。

それでは請願事項についてでございますが、請願事項1「川崎市教育委員会は、今後も、学校名を明らかにした成績の公表はしないことを明確にしてください」につきましては、本年度より実施要領が変更され、教育委員会が域内の公立学校の結果について公表が可能になりました。教育委員会といたしましては、各学校が調査結果から自校の成果や課題等を把握し、それらを保護者・地域と共有するために、各学校の学力向上や学習状況の改善に向けた取組を目指した報告書を作成し、保護者・地域に向けて示していくことが児童生徒の学力向上に役立つものと考えております。請願事項2「各学校の取組は、時期や内容を各学校の判断に任せ、学校への強制はしないでください」についてでございますが、時期につきましては文部科学省より各学校に調査結果が提示をされたのは本年度の8月26日でございます。児童生徒の学力向上を保護者・地域と連携して取り組んでいくためには、調査結果はなるべく早く保護者や地域へ提供することが望ましいと考えます。しかし各学校で自校の調査結果を分析・把握し今後の取組等について検討する期間が必要であり、また前期を振り返るとともに後期の教育指導も改善に生かしていくために、前期末までに情報提供してもらいたいと考えております。内容につきましては、本市におきましては各学校が自校の特色や教育目標にあわせて内容や方法を設定することとしておりますが、児童生徒質問紙の国語、算数・数学の授業の内容がよくわかる、という質問については、全ての学校が把握・分析を行うこと、としてあります。その理由でございますが、今年度の文部科学省の全国学力・学習状況調査報告書にも、授業がわかる、ということと教科の平均正答率の相関関係が強いことが示されております。教育委員会といたしましては、授業がわかるという生徒を増やすことは学習への自信を深め、学力向上に繋がると考えております。請願事項3「区教育担当による支援・指導の記載は、やめてください」につきましては、まず地方教育行政の組織および運営に関する法律第19条第3項において、指導主事は上司の命を受け、学校における教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門的事項の指導に関する事務に従事する、とございます。区教育担当は、日ごろから各学校の教育活動の状況について把握をし、支援指導を行っております。このような取組を活かし、全国学力・学習調査の報告書作成につきましても、学校の取組を応援する趣旨で適切な支援をしております。このことが各学校の教育指導の改善と児童生徒の学力向上に役立つものと考えているところでございます。以上、全国学力・学習状況調査の活用についての見直しを求める請願についてのご説明をさせていただきました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

**【峪委員長】**

はい、ありがとうございました。説明は以上でございます。それでは、ご質問やご意見がございましたらお願いします。

保護者・地域への公表についてはいかがでしょうか。

**【吉崎委員】**

やはり地域・保護者と一体になって、学習上のいろいろな課題を解決するというのは当然のことですので、どのような内容を返すかは学校の事情がいろいろあると思いますので、それは踏まえたうえで、やはり公表するってことは必要だと私は思っています。その実態を踏まえながら、地域住民やさらに特に保護者との協力関係なしには子どもの学習状況の改善はありえませんが、やはり必要だと私は考えています。

**【峪委員長】**

地域、保護者ですから当然と学校名が必要なわけですが、学校名を出さないで、その学校名についてはどうですか。

**【吉崎委員】**

学校名を出さないとその地域住民にはわかりませんので、それは当然出すべきだと思います。

**【高橋委員】**

先に1点確認してから意見を言わせていただきたいと思いますけど、全体の学校の評価のものと個別のものがある、先ほどのお願いでもその個別のもの、ちょっと前にも出たかもしれないですけどその解答の返却がこの表以外にあるのかどうかということをもう一度。私は結構その観点って重要だと思うので、どのような返却の仕方をされるのか教えてください。

**【学校教育部担当課長】**

個人票の返却についてでございますが、8月26日に各学校に文科省から個人票のデータが送付されます。その時点で個人票一人ひとりの、活用の仕方17ページ18ページをご覧くださいなのですが、18ページのようなもの、算数A、算数B、国語A、国語Bと一人2枚、このような形でございます。ただ今年度は多少この形式が変わっておりますので、後ほどご説明いたしますが、この個人票の見方というもの、17ページにつきましても多少内容を改訂いたしました。9月から10月の初めにかけて、それぞれの学校では前期末の個人面談、学校懇談会等がございます。また前期末の通知表を返却をする際に、それぞれ一人ひとりの子どもに説明することもございます。いずれにしましても、それぞれの個人、確

実に保護者だけでなく児童生徒にこれを個人票の見方とともに渡していくということになっております。これは一資料でございますので、この結果をもとにこういう部分をさらに学習を進めていくといいよというようなことで、担任のほうから説明がございます。自校の正答数、全国の平均正答数が出ていなく、各問題の内容や領域、問題形式についても自己のチェックが示されております。自分が苦手な部分は把握できるものと考えます。例えば理由を書くなどの記述式の問題には、誤答や無回答が多かった場合、自分の考えを文章に書く学習に取り組んでいくことが必要ということがわかってきます。返却の際に児童生徒一人ひとりに、その学習状況や今後に向けた改善を示していくということを今回取り組んでおります。前期末に実施される面談や教育相談等の機会を通して、児童生徒、保護者に確実に渡すということに取り組んでおります。個人票の見方も説明しながら、今後の学習改善について、児童生徒一人ひとりの学習状況と学習方法の改善等について、共通理解を保護者・家庭と連携ができるようにしていきます。その際学校から出される、今回報告書というふうにさせていただいておりますが、全国学力・学習状況調査結果概要と学校の間取りをあわせて見ることにより、学校で取り組むべきことも、ともに明示していけると考えています。

#### 【高橋委員】

それを受けてなんですけど、まず先ほど調査の目的や基本的な考え方の趣旨などのご説明と今を受けて、例えば基本的な趣旨では、その学校と地域・保護者が一体となって、というようなことでの目的の達成ということだと思うんですけど、それを達成させるためには、その考え方の共通というのは絶対だと思うんですね。例えばこの保護者の資料、参考書類がいっぱい観点として使えるものがあると思うんですけど、これは学校全体のものであって、もうひとつはその個別のもが出てくる、とかくその、あくまでも参考なんですよと、彼らのその例えば川崎で言えば、川崎の子どもの権利に関する条例などもありますので、そういったのがらしさといえれば例えばそういうのが1つのベースになっていて、そういう観点も踏まえてこれを使いますよ、ということが共通理解のもと公表されるということが大前提だと思うんですね。そのへんがどこまでできるのかっていうのは、現場へのフォローアップというのが必ず必要なんじゃないかなというふうに思います。それがもしできないとすると、とかく平均値で追っていつてしまうという怖さというのが正直あると思うんですね。あくまでも学力調査はそこではないですよ、一人ひとりの子どものためにというところが大前提で子どもが中心ですので、確かに文科省が出したこのデータをもとに作っている資料ってどういう活用をするのかっていうのは非常にキーに、一番キーになるのではないかな。で結果、子どもたちのところでの一人ひとりに評価されていると、川崎が大事にしているわかる、楽しいということですよ。そういったところにしっかりとつながってくるような共通理解があつての公表というところが大事なかなというふうに思いますので、そのへんはどのくらいできるのかなというものが、それを前提で公表とい

うことかなと思います。是非そこはやっていただきたいところだと思いますね。例えば違った観点で、未来の見えない不安に駆られて、なんか学力を平均的に上げなきゃとか、例えばよく出す特別支援学校の就職率に追われた職業訓練じゃいけないよとか、そういうのってとかよくあることなんですよ。なんかよくわからない不安に追われて、ではなくて、一人ひとりのお子さんを育てるということというのは平均ではないということに関わる誰もが知っておかないと、公表というのは逆にマイナスになると思いますので、そこはしっかり丁寧に、そういったところへの指導主事の支援ということが非常に生きてくるのかなと思うので、そこは前提で公表ということをお願いしたいです。もし公表を、ということであればそこはもう条件というか、絶対やっていただきたいと思います。以上です。

### 【教育長】

今、吉崎委員と高橋委員のお二人からご意見がありましたけれども、今基本的な部分についてのお話ですので、改めて確認させていただきたいと思います。先ほど参考資料の 1 で実施要領についての説明がありましたけれども、この中でも今事務局が説明いたしましたように、基本的にこの調査で測定できるものが学力の特定の一部でありまして、また学校における教育活動の一側面であるということ、ですからこのことについて十分踏まえなければいけないということが説明にもあったと思いますけれども、本市で各学校に対して手引きのような形で配布した先ほどの資料 1 ですが、そのあたりは大変重要だと思っておりますので、基本的な考え方ところで、保護者・地域に対して今申し上げたことが十分理解されますように努めてくださいということをお願いをしています。その上で学校が作成する報告書の中でも、その部分については必ず盛り込んでもらうように例示もしておりますし、この資料の中にもいくつか例示がありますが、必ずそこには、本調査によって測定できるのは学力の特定の一部であって、学校の教育活動の一側面であるということを押さえてもらっているということがあります。まずこれが基本的なスタンスでございます。ですので、子どもたちそれぞれの良さを持ってますし、運動面で優れた能力を持っている子もありますし、音楽や美術の世界で大変素晴らしい才能を持った方もいるわけですので、単に国語、算数・数学の面だけで子どもが評価されるようなことがあっては決してならないというふうに思っております。それで、序列化とか過度の競争というものが行われてはならないというふうに思っておりますので、教育委員会が一律、学校の数値などを公表するという形ではなくて、各学校の判断で作成できるように本市としては取り組んできたものであります。ですので、序列化等をご心配の向きもあるかもしれませんが、本市においては学校が挙げている数値において、それを序列化するようなことについては、不可能な状況だというふうに私は思っておりますし、学校のほうでもその辺は十分ご理解いただけているというふうに思っています。また、平均正答率についての話もありますが、あくまでも全国に対してどのくらいの状況にあるかということの 1 つのご参考にさせていただくということで、全国平均正答率を挙げているまででありまして、本市の平均正答率を

上げるための学習指導をしているわけではありませんので、その辺も改めて押さえさせていただきますというふうに思います。以上です。

#### 【峪委員長】

今のお話は大変重要な基本的なところで、今日に限らず以前からこのことについては確認をしながら今日に至っていると思います。序列化とか過度な競争、文科省も禁じていますしね、当然川崎はするわけがない、ということと、それから公表の内容についても、そのままその国語や算数の平均を出すのではなくて、むしろその授業がわかるという、そういったことを大切にしていって、その他学校が自分の学校の教育目標に照らして、そしてどうなっているかということについて、項目をチョイスして公表していくというようなこと、公表内容についてもそのようになっているかと思うんですね。学校の説明というのはずっと、私が現役のときからあったわけですが、どうしても自分の学校経営に関して評価も自分ですということはいかにも客観性がないといえますか、どこか地域からの信頼も得にくいということが否めないと思うんです。そういった点で客観性を持たせるという上でも、こういったことは非常に大事かと思えます。かといって、ずっと皆さんが心配なさる、ある意味結果の数値の公表というのは、ひとり歩きするとよく言いますが、悪い影響をもたらすという利用の仕方だけはしてはいけないということだと思うんですね。そういう点について川崎は十分に配慮されていると私は思います。

#### 【高橋委員】

もう1点いいですか。それに付随して、例えば現場や教育委員会が真摯に一緒になってやっていたとしても、この間の例えば教科書採択のときのように、場合によっては報道の記事の書き方によって、または今いろいろなSNSなどの、インターネットなどの記事の書き方、これはかなりいろいろな方が自由にいろいろな観点で書けるので、そういったどちらかという外側の環境から流れが違ふうになっちゃうということも、最近では特によくあるのかなというふうに、すごい危険だと思っていて、これに関してはまさしくそういうふうになる可能性が私はあると思うんですね。なので、例えばそういった報道の方たちが仮に記事などにする場合には、しっかりその観点を間違えないように書いていただかないと、これはかなり見る人がいますよね。でその報道の力というのは大きいので、そういったところへの配慮っていうんですかね、しっかり伝えるということも非常にシビアなものですから、お願いしたいと思います。

#### 【教育長】

その辺もおっしゃるとおりだと思うんですが、報道などを見ますと「学力テスト」という表記がされているわけですが、これは国の調査において「学力テスト」という文言は一切使われていないわけで、「全国学力・学習状況調査」という、テストと調査とやっぱり少し

ニュアンスが違うと思いますし、先ほど来、この調査の目的は説明がありましたけれども、いわゆる通常、学校の教育活動において行われるテストとは重なる部分もありますけれども別の目的も持っているということでもありますよね。ですので、1つ名称のことですけれどもその辺が正しく表記されないということもあるわけですので、今おっしゃられたことなどは正確に報道に伝えるように、これからも努めていきたいというふうに思います。

#### 【吉崎委員】

請願項目の3のことなんですが、区教育担当の指導主事による記載の問題ですね、私もいろいろ勉強しまして、指導主事の役割は非常に大きいというのが言われておりまして、わが国の教育における指導主事の役割というものの評価も高いと私は思っています。川崎の指導主事も非常に真剣であるし、資質も高いというふうに思います。そういう点において学校の事情をよく配慮したうえで記載されると思いますので、私はその役割はして欲しいというふうに思っております。以上です。

#### 【峪委員長】

ひとつあの、結果報告の時期についての意見がございましたが、この時期にということについてはいかがでしょうかね。

#### 【中本委員】

陳述にもありましたけれども、大変忙しい時期に重なっているんだということなんですが、僕も詳しくは具体的な実態を知らないのですが、大変忙しい時期なんですか。またなんでその時期にそれがなくなってしまったのか、概略で教えていただけますか。

#### 【カリキュラムセンター担当課長】

文部科学省から学校にデータといったものが提供されるのが8月26日です。そのこと自体は報道とかで言われているので、保護者の方も学校に情報が来ていることはご存知の方も多いと思いますが、そして早く知りたいなという部分もあると思うんです。ただ学校に来て、自分の学校のコピーを何も分析もせずに出しますよというわけにもいかないと思いますので、そのへんのところでできるだけ早くという思いはあるのですが、学校が忙しい時期というか、いつも忙しいんですけどその中で、できる限りそのくらいの期間でやって、地域との連携という意味でも信頼を得るとかそういった意味でもいいのかということ、このくらいでできればということで、こう出しています。

#### 【峪委員長】

8月26日に来て今の時期といたら最速ですよ、どうですかね、準備をしてしたためて分析をし、それこそいい形で伝えられるよう準備をするということなどすると、むしろ、

その代わり現場は忙しいんでしょうけどね。

**【カリキュラムセンター担当課長】**

あと、できれば後期の指導改善に生かしていただきたいということがございまして。

**【峪委員長】**

PDCAのサイクルでいうと、やっぱりここで一回評価をし、そして後期へ向けてどうアクションしていくかということで考えれば、この時期でしょうね。

**【吉崎委員】**

結局、小学校でまず言えば5年生までの結果なんですよ。で中学校2年生までの結果ですよ。現実には6年生が取り組んでいるわけですし、じゃあ今の6年生にどう返せるかということなんです。ちょうど後期にあたりますよね。私は特に算数の積み残しはまずいと思っているんです、中学校へ行っての相当いろいろな問題が、小学校の積み残しの問題が様々な面に現れるんです。そういう点を考えると6年の間にこういうことは確実にやってほしいということがいくつかあると思うんですけど、それを踏まえて半年間でどのくらい可能かなということは気にはなります。今6年の内容もやっていますので。ただ知らないとはやはり、そのまま上げて中学校にというのは、非常に小学校としての責任を果たせない人もいますので、それは何らかの方法で補わなければならないですよ。だからそういった点においても、結果状況は早く学校としても知る必要があるし、保護者にも返す必要がありますし、その上で例えば小学校だったら6年間でどこまで果たすべきなのかということだと思います。それは一人ひとりの子どもに対してありますし、学校としてもね。だからそういう点では早ければ早いほどいいんですが、実態を把握するってのはやっぱり1ヶ月ぐらいはかかるのではないかと思います。だからこの時期しかないのかなと思います。文科省がもう少し早く結果を返すべきだというのはいつも批判されておまして、それがなかなか向こうも、数も相当ありますのでできないということで。関連して先ほど秋田の批判がありましたけれども、私は逆に秋田の良いなと思っているのは、積極的に活用していることだと思っています。この調査を各学校がね、公表は別にしてですよ。だから場合によっては学校が早く分析しちゃっているんですよ、学校だけでなく、結果が来る前に。そして2学期というか、あそこの場合は3学期制なんです。夏休み以降の指導に生かしているんですね。ですから積極的に捉えるか捉えないかで、まったく調査結果の意味が違うんですよ。だから次の改善に繋がるような改善策というか学習の起こすことが大事なんで、私はやっぱりこういう結果は絶対必要だと思っているんですよ、しないとやはり学校によっては自分たちは何とかやっていると思っているんですけど、実は中学校に行くと大変な問題になっているわけですよ、現実には。だからそれはやはりきちっと捉える必要があると私は思っています。時期としては今は仕方ないんですが、文科省に早くする

ように働きかけをするべきだと思います。

#### 【高橋委員】

それに対して、PDCA というのは確実にやらなきゃいけないという風に思っていて、今年ちょっと体制を変えるということであれば、今年からさらにやらなきゃいけないというふうに思っています。時期に関しては、調査の目的で、義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、というのが冒頭にあるのですが、やはり私も文科省に働きかけが必要だと思っていて、特に、やってすぐというのは難しいかもしれないけれども、忘れちゃったみたいな、かなり時期遅れであるので、というのと、あとこれを生かすということであれば、例えばピンポイントで中学校 3 年生のこの時期というのは、前も言ったかもしれないですけど、義務教育をもうすぐ終えるというか、次のステップに行く準備をもうすでにやっている時期にどのように返してあげるか、子どもたちに、その心理的な面も非常に、場合によっては大きく左右される可能性があるかと、これを前向きに捉えれば課題としてここをじゃあこのようにやったらわかるようになるかなというようなことになるのかもしれないですが。ここも反対に行ってしまうと、非常にいろいろシビアな時期に逆にとてもかわいそうなことにしてしまうというかね、そういうことにならないような返却の仕方をしなきゃいけないという時期なのかなというふうに思いました。今、文科省が、というところが大前提にあると、そこはどうしても改善できない部分なのかもしれませんが、それも含めて PDCA をやって、文科省への働きかけというのは過去もやってきているからやられるかもしれませんが、さらにやらなきゃいけないというふうに思います。で、その時にさらに言えば、この全国学力・学習状況調査というものが始まってから、その効果というものはどうなのかというのがあまり見えにくい、これは全国で、どのように活用されて本当に義務教育の機会均等と水準の維持向上の観点がどのようになったのかというのが、ちょっと見えにくいし、この文科省の通達実施要綱などを見ても非常に大きく書かれているので、今回の働きかけプラスその効果というのはどのように出ているのかという確認も、自治体としてどうなのかという以外に全国でもどうなのかということも、やってきて効果が出てきているのかというのは一緒になって共有しとかないといけないかなと。その辺もお願いしたいところです。

#### 【教育長】

今、国自身がどういう評価をしているかというのは、まだ文書で読んだことはありませんけれども、本市においてやはりこの全国学力・学習状況調査が行っていることによりまして、子どもたちがどのように変容しているかというところがよく見えています。また課題も見えてくるわけですね。ただ今回のプラン策定でもいろいろと基礎資料になっていますが、教科の平均正答率は全国平均に照らし合わせても決して悪い状況ではない本市ではありますが、それに対して子どもたちのいわゆる自己肯定感なり自尊感情に繋がるよ

うな部分での回答は全国の平均を下回っているような状況があるわけです。ですので、年々それは上昇してきていて、幸い今年度においては小学校では全国の平均を、自分の良さについて上回りましたので、先生方や学校の取組の成果だろうというふうに思っていますけれども、例えばそういうこと 1 つ取り上げても、やはり経年比較をしながら、あるいは全国と比較する中で本市の課題というのが見えてきている部分があるかと思うんです。大変多くの項目において、この学習状況調査がありますし、やっぱり学力の面だけではなくて、子どもたちの生活の実態がよく見えてくるのがあります。例えばインターネットも今課題などがいろいろありますけれども、それに子どもたちがどういう状況にあるのか、朝食はどのくらいの子どもが取ってきているんだろうとか、様々生活の中で子どもたちの実態を明らかにすることもできていますので、そういった意味で今後様々な意味で、学校の教育活動に活用できる要素がありますので、今後活用してもらいたいというふうに思っています。

#### 【吉崎委員】

この調査だけではなくて、ここに来て日本の教育の学習量がすごい増えたんですが、小中学校、国語・算数、特に算数・数学が多いですが、学力はV字で上がっています、確実に。PISA 調査でも OECD 32 の国の中で 1 つだけ 2 位ですが、あと全部 1 位です、結局。全体でいうと、国によってとか地域がありますので、上海とか香港が入りますけど、OECD の中でいきますとほとんど 1 位であとひとつが 2 位ですね、それはV字回復です、極端にまた戻りました。これはもう教育関係者の非常な努力で、これが学力調査結果でだかどうかはわかりません。ただ、全体に緊張感が走ったというか、教育界に、それが大きいんですね。いつかが非常に緩みになったのは、もうみんなわかっているんですが、この点がここ 5 年ぐらいが大きく変わった点ですね、それが 1 点。学力調査が少し影響しているかなと思っているんですが。問題はそのとき A と B に分けたことが大きくて、学力というと基本的な知識・技能の基礎学力ばかり言っていた人が多かったんですが、教育関係者も、それが活用するという B 問題のですね、世界はそれを見ているわけですし、PISA も、そこに非常に目が行くようになったということが大きくて、これが教育関心を大きく変えたと、学力に関する、それも大きいかなと思っています。それは文科省もきちっと A と B に分けたということですね、国語・算数を。それと中 3 の問題なんですけど、この時期に戻すことがどういう問題になるのかということなんですけど、基本的にはこれは進学とか成績には使わないので、これは返し方次第なんですけど、結局は受験なんかも含めて自分の 1 年から 3 年を見直さないといけませんので、その参考資料に使っていただけるという点を非常に強調していただければ、別にこれは成績にすぐ反映しているわけじゃありませんので、だから使い方次第だと思うんですね、その説明の。ネガティブに考えれば何でもネガティブになってしまうので。ただこの活かし方なので、これをどういうふうに活かすかということとは、教育委員会でも、ある面でいろいろな指導・助言が学校と家庭へ必要なんだろうと思

ます。

**【峪委員長】**

本当にまさに何度も言いますけれども、活かし方というのは大事ですよ。

**【高橋委員】**

活かし方、本当に大事なんですが、受け取った保護者の気持ちになったときに、保護者と子どもが受け取った後家庭でいろいろやると思うんですけど、本当にその伝え方が間違っちゃうと非常に違ったことになる、家庭の中でというのを私はとても危惧しているということプラスしておきます。実施要領で少し気になっているのがあって、当然といえば普通に見えるものであるという部分であるんですけども、調査の対象の 2 番に、特別支援学校・学級に在籍されている云々というのがあって、調査の対象としないこととする。これは一見そうなんです、ただこの観点というのは、義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点ということで、例えばこの調査の対象 3 (2) に関しては確かに学力調査の内容が難しい場合が多いかもしれないですが、個は連続しているといつもお伝えしている、例えばそれじゃない、最近で言えば個はそれぞれ全員違うわけで、例えば障害というのであれば、発達障害の領域の方たちとかは、じゃあこの (2) のア、イには含まれません、ただ彼らの結果というのは、じゃあ出てきたときに、まあ今とてもピンポイントに例を言っているだけなんですけど、どのように対応するのか、ということとかがもっとこう、発達障害じゃない方たちもみんな個は違うので、そういった観点をしっかり持ってこの実施要領になっているのかなというのが、ちょっと深く見れば、そういうふうには私には見えません。なので、本当に調査の目的というのが、その内容のところを満たしているのかということ、最後は個は違うということなので、少し実施要領を見てもここだけでは見えない部分なんですけれども、ちょっとウォッチしていかないといけないんだろうなというふうに思っています。ただ先ほど吉崎委員がおっしゃっているように、私もその B 問題ということと、他の教科との連動というのもすごく伺ったこともありますし、文科省の研究されている方から伺ったこともあるし、総合の学習と B 問題との連動とか、そういうことでの、これだけではない教科との連動が学力のベースを作っていることというのはあると思うんですね。そういった観点を踏まえた文科省からのこれはどういう活かし方なのかという PDCA を回さないといけないと思いますので、お願いいたします。

**【峪委員長】**

たくさんの貴重なご意見を頂戴しました。それでは、今日の請願の取り扱いについて、格別の何かご意見ありますでしょうか。

それでは、これまでの皆さんの審議を踏まえまして取り扱いを決定してまいりたいと思います。

まず、各学校が、調査結果から自校の成果や課題等を把握して、それらを保護者、地域と共有することで、児童生徒の学力向上につながっていくものなんだということかと思いません。もちろん、序列化や過度な競争が生じないようにするということは、文科省からも禁じ手とされておりまして、川崎はもちろん市では避けているというところです。それからまた、「国語、算数・数学の授業の内容がよくわかる」という質問について、すべての学校が把握・分析することとしておりますけれども、その他の内容については、それぞれの学校が、自校の特色や教育目標に合わせ、設定している、そして公表していくということになっているかと思えます。そういった意味でも特に問題がないといえますか、それが非常に大切であるということにもなるかと思えます。それから時期に関してですが、各学校が前期を振り返って、そして後期の教育指導の改善に活かすためには、この時期において他にないということが言えるかと思えます。また、指導主事の件でございますが、地教法に基づいて、区・教育担当は、日頃から各学校の教育活動についての状況を十分に把握し、支援・指導を行っているということ。それから、全国学力・学習状況調査の報告書作成についても、区・教育担当が学校の取組を適切に支援するというところを行っております、教育指導の改善や児童生徒の学力向上に役立つものと考えられます。

従いまして、請願第6号については、不採択としたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

**【各委員】**

<承認>

**【峪委員長】**

それでは、請願第6号につきましては不採択といたします。

本取組は、今年度から実施するものでございますので、児童生徒への教育指導の充実や、あるいは学習状況の改善等のため、これまで皆さんからいただいたご意見を参考にしながら、今後とも研究をしてまいりたいと思っております。以上でございます。

**【峪委員長】**

傍聴人の方に申し上げます。

会議開催当初にお諮りして決定したとおり、これからは、非公開の案件となりますので、川崎市教育委員会傍聴人規則第6条の規定に基づきまして、傍聴人の方はご退席くださるようお願いいたします。

<以下、非公開>

## 7 報告事項

報告事項 No. 1 公文書開示請求に対する部分開示処分に係る異議申立てについて（答申）  
について（諮問番号 251 号）

庶務課担当課長が説明した。  
報告事項 No. 1 は承認された。

## 8 閉会宣言

【峪委員長】

本日の会議はこれもちまして終了いたします。